

枚方市下水道事業経営戦略

～中長期経営基本計画～

計画期間

平成 31 年度から平成 40 年度

(2019 年度から 2028 年度)

平成 31 年 3 月

枚方市上下水道局

※本戦略策定時には、新元号が発表されていませんので、年号は「平成」で表記しています。

目 次

第1章 策定の趣旨と位置づけ	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 経営戦略の位置づけ	1
4. 経営戦略の定期的な見直しについて	3
第2章 事業概要	4
1. 施設の状況	4
2. 下水道使用料	5
3. 組織体制	6
第3章 これまでの取り組み	8
1. 汚水整備の状況	8
2. 雨水整備の状況	9
3. 経営健全化に向けた取り組み（経営健全化の方針）	10
(1) 使用料の適正化	10
(2) 一般会計繰入金のあり方	11
(3) 補助金等の活用による財源の確保	11
(4) 上下水道組織の統合を活かした効率的な執行体制の構築	12
(5) 民間委託を活用した効率的な施設管理	12
(6) 企業債利息の縮減	12
(7) 人材の育成と技術の継承	13
(8) 下水道整備計画等の策定	13
第4章 経営比較分析表を活用した現状分析	14
(1) 経常収支比率 / (2) 累積欠損金比率	14
(3) 流動比率(支払能力) / (4) 企業債残高対事業規模比率(債務残高)	15
(5) 経費回収率 / (6) 汚水処理原価	16
(7) 施設利用率 / (8) 水洗化率	17
(9) 有形固定資産減価償却率 / (10) 管渠老朽化率	18
(11) 管渠改善率	19

第6章 投資・財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明……………22
 - (1) 収支計画のうち投資についての説明……………22
 - (2) 収支計画のうち財源についての説明……………24
 - (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明……………28
2. 投資・財政計画(収支計画)……………29
3. 収支計画に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組み……………32
 - (1) 事業実施計画の策定……………32
 - (2) 大阪府流域下水道維持管理負担金の協議……………32
 - (3) 基準外繰入金の削減……………32
 - (4) 事務事業の見直し……………32
 - (5) 人員体制の整備……………32
 - (6) 民間活力の活用……………33
 - (7) 下水道使用料の見直し……………33

第7章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

用語解説

第1章 策定の趣旨と位置づけ

1. 策定の趣旨

枚方市の汚水整備は、昭和 33 年の日本住宅公団香里団地の整備に伴い建設された香里処理場の運転開始に始まり、大阪府が事業主体である流域下水道の整備に合わせ、平成元年の大阪府渚処理場（現 渚水みらいセンター）の供用開始に伴い、積極的に整備を進めてきました。

平成 29 年度末の整備人口普及率は 96.6%となり、平成 30 年度末には、住居系地域の汚水事業概成を迎えることとなりました。

一方、雨水整備においても、ポンプ場や幹線水路などの基幹施設を中心に整備を進めるとともに、近年の局地的集中豪雨による浸水被害が多発していることから、浸水被害軽減対策などにも取り組んでいます。

今後は、人口減少などによる料金収入の減少が見込まれる中、老朽化が進んでいる施設の維持管理や更新に、多額の事業費が必要となります。

また、整備事業の財源として発行してきた企業債の償還がようやく減少傾向になりますが、依然費用に占める負担は大きく、経営上の大きな課題となっています。

このような状況の下、今後も安定的かつ持続的に下水道サービスを提供し続けるため、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図ることを目的として、中長期の経営の基本計画となる「枚方市下水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）」を策定するものです。

2. 計画期間

平成 31 年度～平成 40 年度（10 年間）

3. 経営戦略の位置づけ

「経営戦略」は、「枚方市総合計画」や「枚方市上下水道ビジョン（以下、「上下水道ビジョン」という。）」の考え方を踏まえ、「水環境の保全」「快適な生活環境の創造」「安全安心な市民生活の確保」を目指し、現行の「枚方市下水道事業経営計画（以下、「経営計画」という。）」における財政収支計画の後継計画として策定します。

第4次枚方市総合計画

第2期基本計画
(平成21年度～平成27年度)

～基本構想〔施策目標〕～
健康に生活できる安全な環境をつくる
〔清らかな水を確保する〕

第5次枚方市総合計画

基本計画
(平成28年度～平成39年度)

～基本構想〔施策目標〕～
自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち
〔安全で良好な生活環境が確保されたまち〕

枚方市上下水道ビジョン

(平成25年度～平成33年度)

～枚方市が目指す下水道の役割～

水環境の保全・快適な生活環境の創造・安全安心な市民生活の確保

【下水道事業の基本方針】

- 汚水整備の方針
- 雨水整備・浸水対策の方針
- 経営の健全化に向けた方針

- ① 使用料の適正化
- ② 一般会計繰入金のあるあり方
- ③ 補助金等の活用による特定財源の確保
- ④ 上下水道組織の統合を活用した効率的な執行体制の構築
- ⑤ 民間委託を活用した効率的な施設管理
- ⑥ 企業債利息等の抑制
- ⑦ 人材の育成と技術の継承
- ⑧ 下水道整備計画等の策定



枚方市下水道事業経営計画

(平成25年度～平成33年度)

「上下水道ビジョン」に示す事務事業の方針を具体的に実現するための実施計画とその裏づけとなる「財政収支計画（平成25～30年度）」を策定

実施計画（平成25～33年度）

財政収支計画（平成25～30年度）



枚方市下水道事業経営戦略

(平成31年度～平成40年度)

- 経営の重点方針

※上位計画である現行の「上下水道ビジョン」の計画期間は、平成 33 年度までとなっており、経営戦略の計画期間と相違がありますが、同ビジョンに定める「下水道の役割」及び「経営方針」は、平成 34 年度の「上下水道ビジョン」の改定以降も引き継ぐものとして、「経営戦略」を策定しています。

4. 経営戦略の定期的な見直しについて

「経営戦略」の定期的な見直しは、5年ごとに行います。

第2章 事業概要

1. 施設の状況

本市の下水道事業は、市域面積 6,512ha のうち、約 5,228ha を公共下水道（汚水・雨水）の計画区域と定め、汚水と雨水を分けて排除する分流式下水道を採用し、計画的な整備や維持管理を進めてきました。

汚水については、大阪府の淀川左岸流域下水道と寝屋川北部流域下水道に接続し処理を行っています。一方、雨水については市内を 21 の排水区に分けて、ポンプ場（市内 9 箇所）などを介して各河川に放流しています。

(H30. 3.31 現在)

供用開始年月日	昭和 33 年 10 月 11 日	地方公営企業法適用区分	全部適用 (平成 23 年 4 月 1 日)
処理区域内人口密度	113.73 人/ha 現在処理区域面積 1ha あたりの処理区域内人口 処理区域内人口 387,022 人 ÷ 現在処理区域面積 3,403ha		
流域下水道等への接続の有無	有 接続先 ・淀川左岸流域下水道（渚水みらいセンター） ・寝屋川北部流域下水道 （なわて水みらいセンター・鴻池水みらいセンター）		

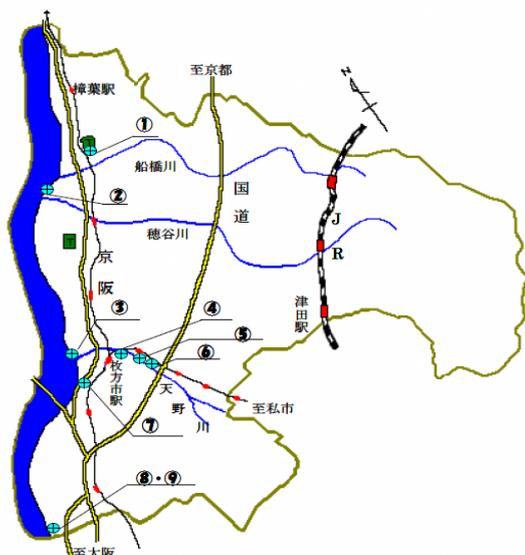
【流域下水道終末処理場位置図】



※流域下水道とは

2つ以上の市町村からの下水を処理するために都道府県が設置する下水道で終末処理場と幹線管渠からなります。

【ポンプ場位置図】



NO	ポンプ場名
①	北部ポンプ場
②	藤本川ポンプ場
③	黒田川ポンプ場
④	新安居川ポンプ場
⑤	溝谷川ポンプ場
⑥	犬田川ポンプ場
⑦	安居川ポンプ場
⑧	蹉陀ポンプ場
⑨	深谷ポンプ場

2. 下水道使用料

本市の使用料体系は、用途別使用料体系を採用しており、一般用・浴場用の2区分としています。また、基本水量（一般用 8 m³・浴場用 300 m³）に応じた基本料金制と汚水排水量が多くなるのに応じて単価が高くなる逡増従量料金制を設定しています。

【一般用（税抜き）】

種 別	単価
基本料金	8 m ³ まで 800 円
超過料金 (1 m ³ につき)	9 m ³ ～ 10 m ³ 120 円
	11 m ³ ～ 20 m ³ 134 円
	21 m ³ ～ 30 m ³ 171 円
	31 m ³ ～ 50 m ³ 210 円
	51 m ³ ～ 100 m ³ 246 円
	101 m ³ ～200 m ³ 280 円
	201 m ³ ～500 m ³ 298 円
	501 m ³ ～1,000 m ³ 318 円
	1,001 m ³ 以上 (1 m ³ につき)

【浴場用（税抜き）】

種 別	単価
基本料金	300 m ³ まで 7,260 円
超過料金 (1 m ³ につき)	301 m ³ ～ 2,000 m ³ 38 円
	2,001 m ³ ～3,000 m ³ 39 円
	3,001 m ³ ～5,000 m ³ 40 円
	5,001 m ³ ～10,000 m ³ 41 円
	10,001 m ³ ～15,000 m ³ 42 円
	15,001 m ³ 以上 (1 m ³ につき)

下水道使用料の額については、本来「総括原価方式（事業経営に必要な全ての費用に一定の報酬割合を加えて料金を決定）」により、算定することが望ましいとされています。

しかし、本市では多額の企業債償還金など汚水処理に要する費用を下水道使用料だけでは賄えておらず、一般会計繰入金で補てんする状況が続いていました。この資金不足等に対応し、次世代に負担を残すことのないよう長期的な視野に立って事業運営を行うため、平成 25 年 10 月に下水道使用料の約 10%の増額改定を行いました。

【条例上の使用料及び実質的な使用料（20 m³あたり）（税抜き）】

条例上の 使用料 ※1	平成 27 年度	2,380 円	実質的な 使用料 ※2	平成 27 年度	2,993 円
	平成 28 年度	2,380 円		平成 28 年度	2,995 円
	平成 29 年度	2,380 円		平成 29 年度	3,015 円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

※2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

3. 組織体制

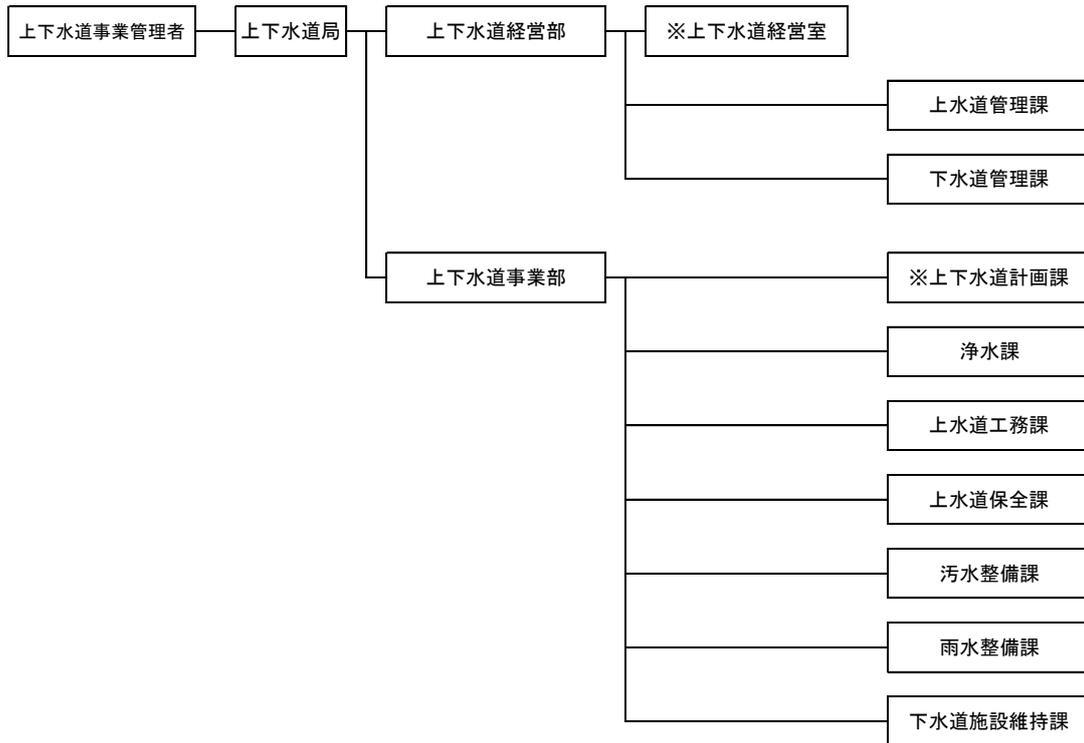
本市の下水道事業は、建設から維持管理への転換期を迎え、経営基盤の強化や将来にわたって安定した下水道サービスの提供を目的として、下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、独立採算の原則に則り事業経営を行う「公営企業会計」へ平成 23 年 4 月に移行しました。

また、法の適用を円滑に進めるため、同時に上下水道組織の統合を行い、上下水道局を設置しました。

当時、下水道部と水道局で合わせて 2 部 11 課体制であったものを総務部門や料金部門の整理統合により、2 部 1 室 8 課体制とし、事務や技術の継承に配慮した効率的な職員配置を進めてきました。

現在（平成 30 年 4 月 1 日）では、管理部門の窓口の一元化にも取り組み、2 部 1 室 9 課体制（下水道事業会計の職員数 116 人）で運営しています。

【組織図（平成 30 年 4 月 1 日現在）】



※印は、各部における総務担当課を示しています。

【下水道事業会計 職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）】

	特別職	正職員	再任用	一般職 非常勤	合計
部長（上下水道事業部）		1 人			1 人
次長（上下水道事業部）		1 人			1 人
上下水道経営室		14 人			14 人
下水道管理課		15 人	6 人		21 人
上下水道計画課		7 人			7 人
汚水整備課		11 人	3 人	1 人	15 人
雨水整備課		10 人	1 人		11 人
下水道施設維持課		40 人	6 人		46 人
合計	0 人	99 人	16 人	1 人	116 人

※特別職（上下水道事業管理者）は、水道事業会計の職員数に計上しています。

第3章 これまでの取り組み

本市の下水道事業は、平成 23 年度の地方公営企業法の適用などに伴い、平成 25 年度に、事業の全般の安定運営を目的として、現行の「上下水道ビジョン」及び「経営計画」を策定し、その考え方に基づいて、各種取り組みを進めてきました。

今回、新たに「経営戦略」を策定するにあたり、現行の「上下水道ビジョン」等に掲げた下水道事業の基本方針に基づく取り組み状況等を総括し、本章にて報告するものです。

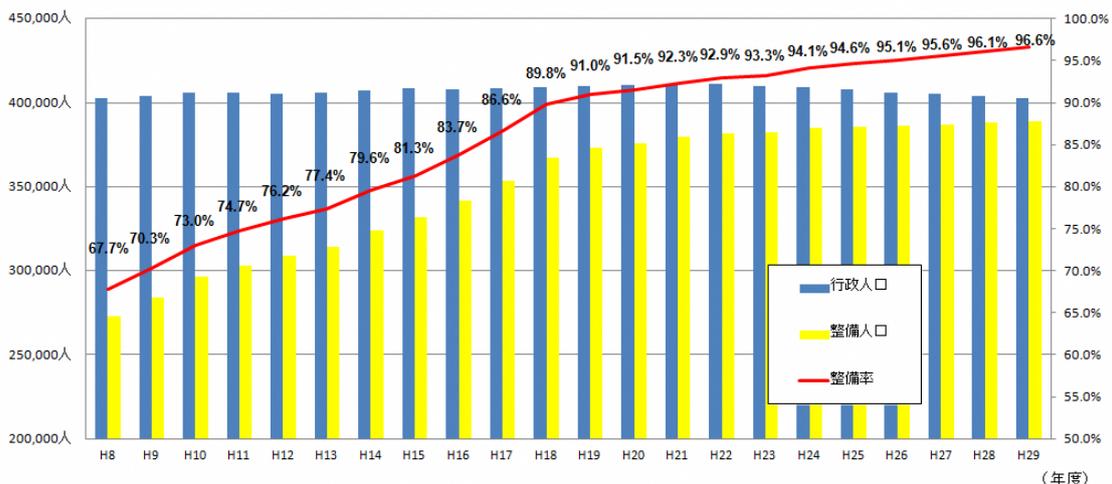
1. 汚水整備の状況

昭和 30 年代の香里処理場の運転開始に始まり、昭和 50 年代から本格的に公共下水道の整備を進めてきました。

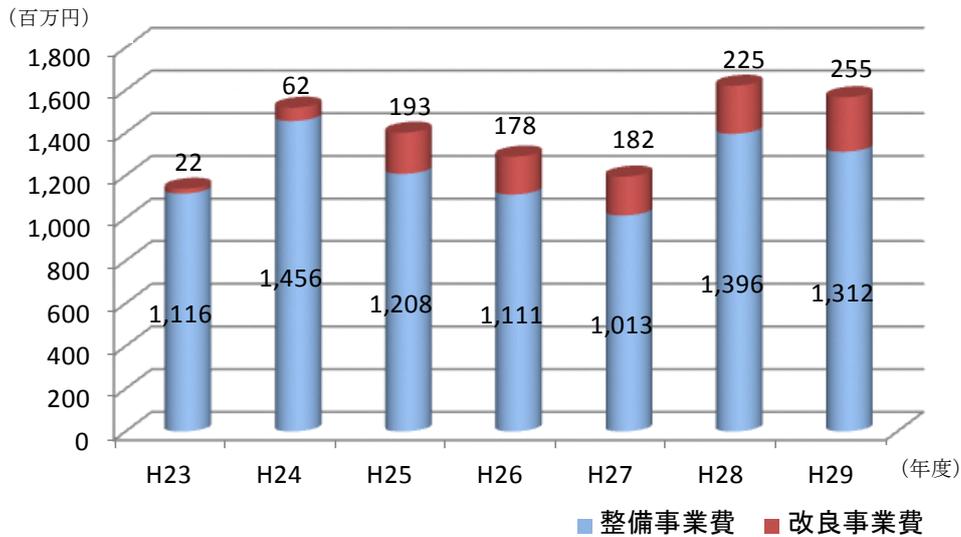
平成の時代に入ってから多額の事業費を投じながら、普及率を上昇させてきましたが、平成 10 年以降は企業債の増加による償還金などの急激な増加が要因となり経営状況が悪化したため、事業費を順次抑制してきました。

平成 25 年度には「上下水道ビジョン」等を策定し、整備方針を定め、平成 30 年度の住居系地域の事業概成（整備人口普及率 97.1%）を目指してきたところです。

公共下水道汚水整備人口普及率の推移



汚水整備事業費の推移



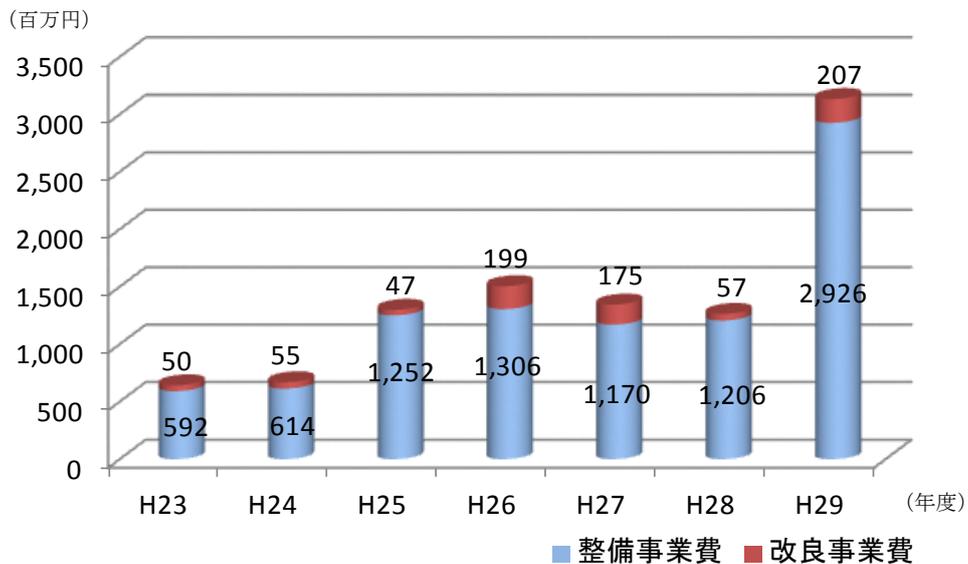
2. 雨水整備の状況

近年の計画降雨を上回る集中豪雨の増加や宅地化の進展によって、雨水管に流れ込む水量が増加し、多くの浸水被害をもたらしています。

本市では、平成8年度に10年確率の降雨（降雨量54.4mm/h）に対応できるように、「下水道事業計画」を変更し、溝谷川や新安居川の各ポンプ場整備事業を実施しているほか、幹線管渠の整備など、浸水被害の多い地域を中心に順次整備を進めています。

また、蹉跎排水区や楠葉排水区においては、浸水被害軽減の取組として、下水道浸水被害軽減総合計画を策定し、雨水貯留管等の整備工事を実施しています。

雨水整備事業費の推移



3. 経営健全化に向けた取り組み(経営健全化の方針)

(1) 使用料の適正化

◆料金改定について

下水道事業は、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けることとし、また、その経費は国が定める公費負担などを除き、その全てを下水道使用料で賄わなければなりません。

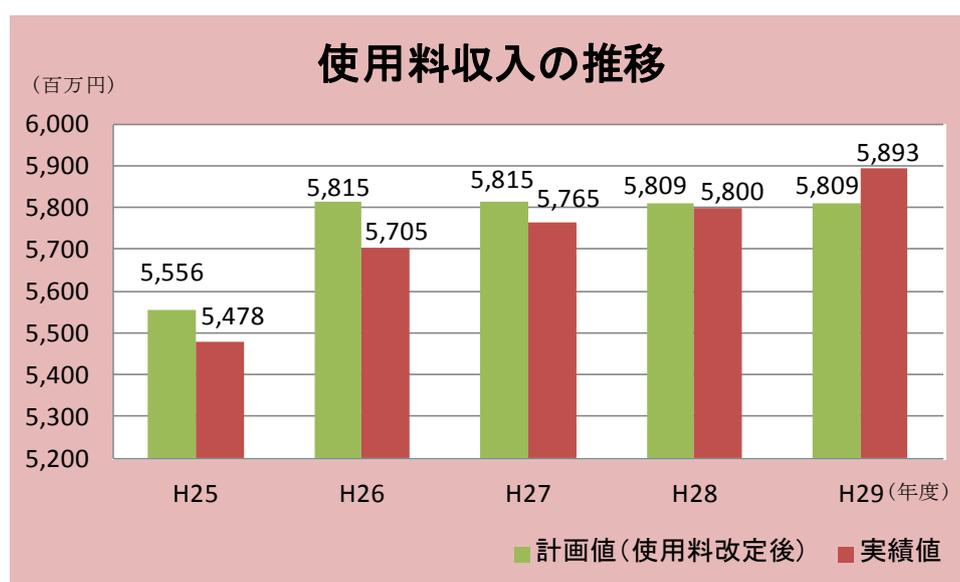
しかし、「上下水道ビジョン」等の策定前には下水道使用料で賄っている経費が約70%で、不足する部分については、一般会計からの繰入金で補っている状況であったため、平成25年10月に約10%の下水道使用料の増額改定を行いました。

その後の使用料収入は、改定による収入額が増加したことにより、収支の改善にもつながっています。

◆水洗化の促進

水洗化の促進は、公衆衛生の向上や公共用水域の保全など下水道本来の目的達成のための取り組みであるとともに、それにより獲得した下水道使用料は、公営企業における経営の根幹をなすものです。

そのため、公共下水道の供用開始区域内の家屋所有者に対して、水洗化工事の手続き、補助・融資制度などをわかりやすく説明した啓発文書の発送や水洗化義務期限である3年を経過した未接続家屋の所有者への勧告や個別訪問などを積極的に行い、水洗化人口の増加に努めています。



(2) 一般会計繰入金のあり方

現在においても下水道使用料ですべての汚水処理経費を賄っていないことから、一般会計からの基準外繰入金により補てんしている状況です。

しかし、使用料で賄うべき経費に税金を投入し続けることは、独立採算を原則とした企業経営の観点からは問題があるといえます。

そのため、現行の「上下水道ビジョン」等や平成 27 年度に策定された「枚方市新行政改革実施プラン」に基づく「事務事業・補助金見直し計画」において、基準外繰入金の抑制目標額を掲げ、順次抑制を行っています。



(3) 補助金等の活用による財源の確保

下水道の新規整備をはじめ、更新など各事業を実施するにあたっては、国が定める各種計画に基づき、積極的に国庫補助金等の特定財源の確保に努めています。

■ 国府補助金の推移

(単位：百万円)

年度	計画値	実績値
H25	684	699
H26	649	869
H27	719	746
H28	684	690
H29	675	1,523

(4) 上下水道組織の統合を活かした効率的な執行体制の構築

平成 23 年度に実施した上下水道組織統合を機に、お客さまサービスの向上を目指し、業務の整理統合を行ってきました。

一方、組織体制については、庁舎配置を含めて組織再編の検討を行い、中宮浄水場の管理棟更新に伴い、平成 28 年度から中宮浄水場内に上下水道局としての執務体制を集約したところです。

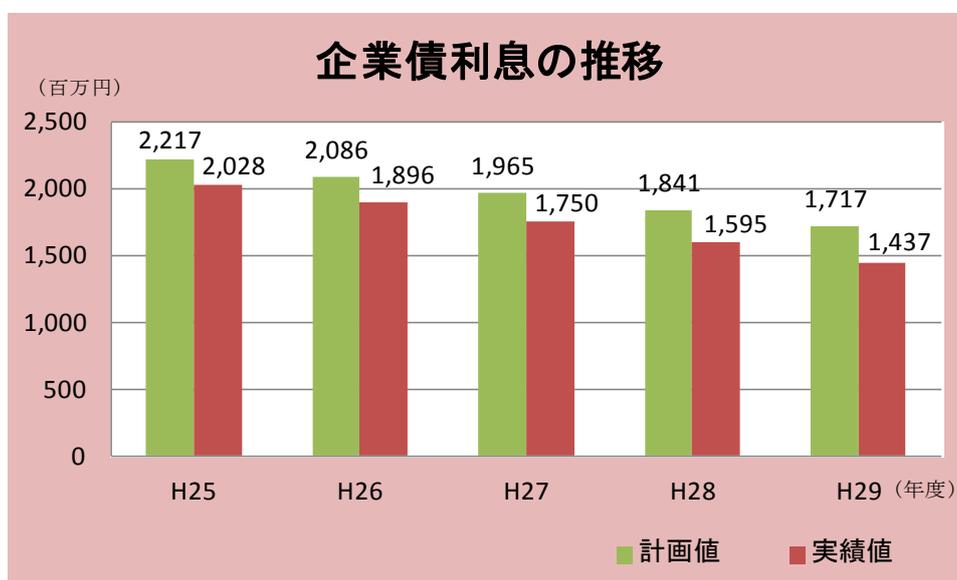
(5) 民間委託を活用した効率的な施設管理

効率的な事務執行を進めるため、すべての業務内容を点検し、適正な業務運営の確保とサービスの維持向上に留意しつつ、電話交換業務の委託化や工場等届出規制指導業務の一部委託化などを行ってきました。

(6) 企業債利息の縮減

これまで、多額の企業債償還金等が経営を圧迫している中で、補償金免除繰上償還制度などを活用しながら利息軽減に努めてきました。

現行の計画期間中には、新たな繰上償還制度はありませんでしたが、事業費を縮減することにより、企業債残高の縮減にも取り組んできました。



(7) 人材の育成と技術の継承

専門知識が必要な上下水道局の業務を幅広く担えるエキスパート職員を長期的視点で育成するため、水道・下水道事業それぞれの部署だけでなく、両事業間の人事異動や部内のジョブローテーション、専門研修などを活用し、将来への技術継承を見据えた取り組みを行ってきました。

(8) 下水道整備計画等の策定

本市の下水道事業は、過去の整備事業などに伴う企業債償還金等が経営上の大きな負担となっている一方で、今後の維持管理及び更新など新たな事業展開に対応していく必要があります。

そのため、事業実施に必要な国庫補助金の活用を目的として、現在、「下水道長寿命化計画」や「下水道総合地震対策計画」などに基づき、既設管の延命化や耐震化などの事業を実施しています。

また、下水道長寿命化計画については、国の補助制度変更に伴い、新たに下水道ストックマネジメント計画の策定に取り組んでいます。

さらに、浸水被害軽減に向けては、「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定し、蹉跎及び楠葉排水区において、雨水貯留管等の整備工事を実施しているところです。

第4章 経営比較分析表を活用した現状分析

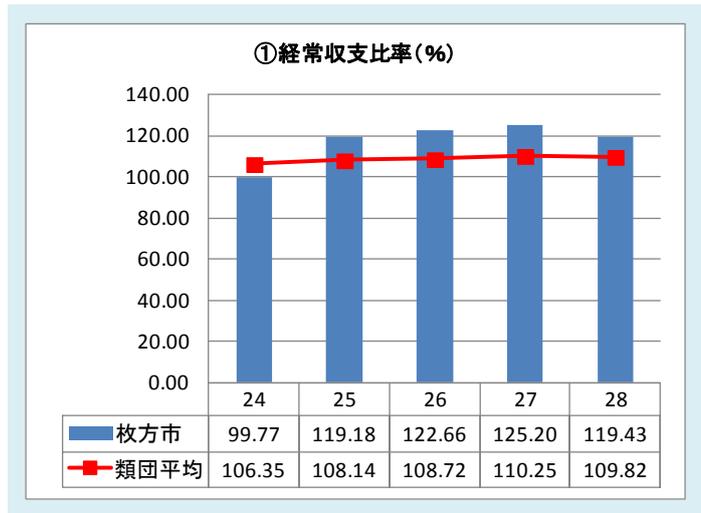
経営比較分析表（総務省の指導により平成26年度決算から全自治体において公表）に用いられる「経営及び施設の状況を表す経営指標」を活用し、本市における経営指標の経年比較や類似団体（処理区域内人口10万人以上、処理区域内人口密度100人/ha以上）との比較を行います。

（1）経常収支比率

経常収支比率は、当該年度における使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか、経常損益を表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

$$\text{【算出式】 経常収支比率(\%) = } \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

本市の経常収支比率は、平成24年度は100%を下回るものの、平成25年度以降は100%を超えており、経常収益で経常費用を賄うことができています。



（2）累積欠損金比率

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金）の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

$$\text{【算出式】 累積欠損金比率(\%) = } \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

本市では、累積欠損金は発生していません。

(3) 流動比率（支払能力）

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す100%以上であることが必要です。

【算出式】
$$\text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

本市の流動比率は、平成25年度の新会計基準の適用(1年以内に償還する企業債を流動負債に振替える)に伴い大幅に低下し、100%を下回っています。

1年以内に支払わなければならない負債を、1年以内に現金化できる資産で賄えていないため、支払能力を高めるための一層の経営改善を図る必要があります。



(4) 企業債残高対事業規模比率（債務残高）

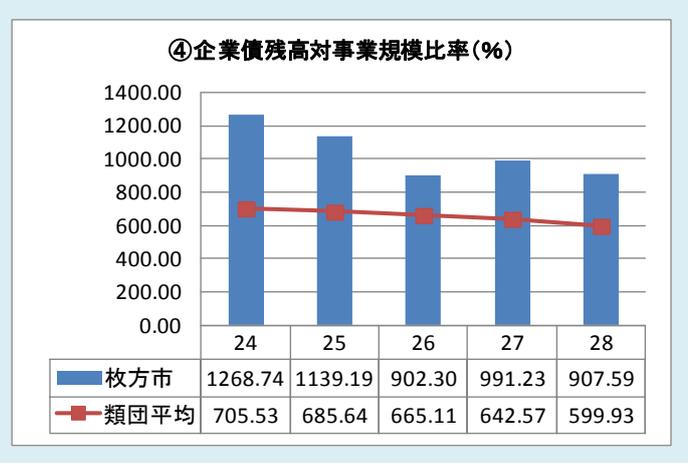
企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。この比率が高い場合は、投資規模は適切か、使用料は適切かといった分析を行い、必要な経営改善を図っていく必要があります。

【算出式】

$$\text{企業債残高対事業規模比率(\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

本市では、これまで急激な下水道整備を進めてきたため、公営企業法適用時には約900億円を超える企業債残高をかかえていました。

しかし、この間、繰上償還制度等の活用や事業費の抑制による企業債発行額の減少など、企業債残高の縮減に努めており、減少傾向となっています。



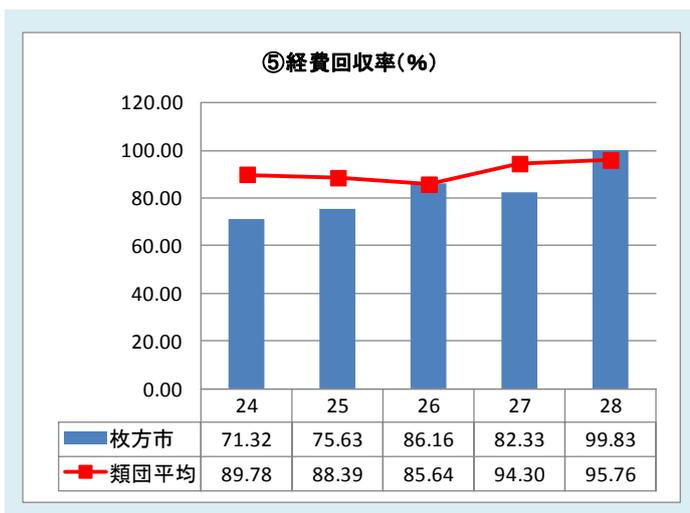
(5) 経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を下水道使用料でどの程度賄えているかを表す指標であり、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。

【算出式】
$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$$

平成25年10月に下水道使用料を約10%増額改定したことや污水处理費の算定方法が変更となった影響などにより、経費回収率が改善しましたが、依然、100%を下回っています。

今後も污水处理経費を縮減する一方で、適正な使用料の検証が必要となっています。



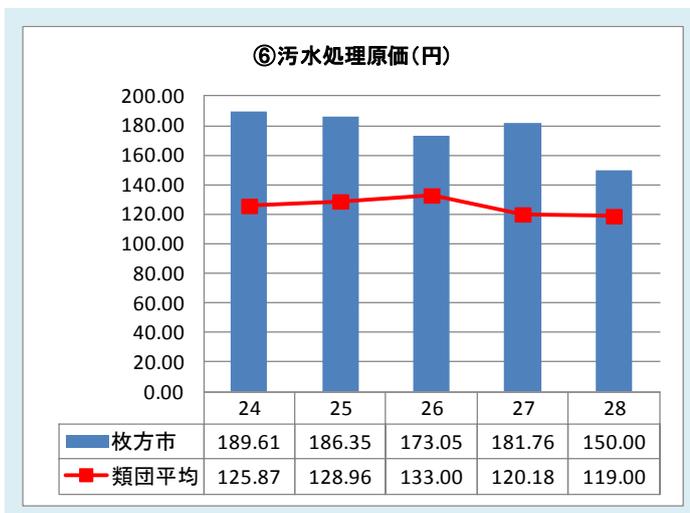
(6) 污水处理原価

污水处理原価は、有収水量1 m³あたりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表す指標です。

【算出式】
$$\text{污水处理原価(円)} = \frac{\text{污水处理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

平成27年度までの実績値は180円前後と高く、類似団体の平均値比較でも大幅に上回っていましたが、平成28年度に総務省の指導に基づき、污水处理費から控除する公費負担分に「分流式下水道に要する経費」を含めたため、150円に低減しています。

今後も污水处理費の低減に努める必要があります。



(7) 施設利用率

施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

$$\text{【算出式】 施設利用率(\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

本市は、流域関連公共下水道を採用しており、処理施設を保有していませんので、当該指標は該当しません。

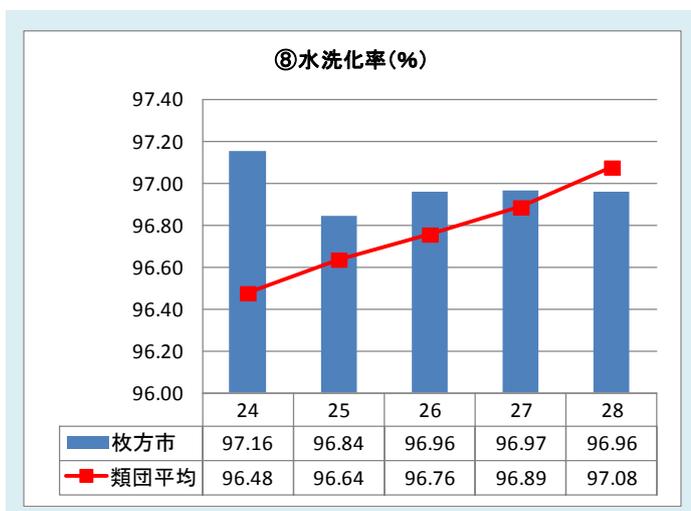
(8) 水洗化率

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表す指標であり、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましい指標です。

$$\text{【算出式】 水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

水洗化率は、平成 24 年度に集中浄化槽地域の接続が完了して以降、一般住居地域を整備してきたことから、水洗便所設置済人口と処理区域内人口は緩やかに増加しています。

公共用水域の水質保全や使用料収入の確保の観点から、引き続き、水洗化率向上に向けた取り組みが必要です。



(9) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち、償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産減価償却率は類似団体の平均値を下回っていますが、資産の老朽化度合いが年々増加傾向にあります。

そのため、施設の更新・長寿命化など、計画的に事業を行っていく必要があります。



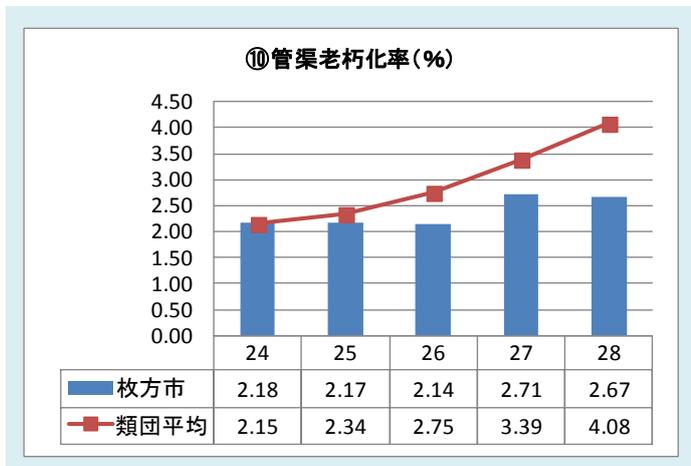
(10) 管渠老朽化率

管渠老朽化率は、法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

$$\text{管渠老朽化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

管渠老朽化率は類似団体の平均値を下回っていますが、今後、一斉に管渠の更新時期を迎えることから、新たに策定する「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、既設管渠の適切な維持管理と更新事業を計画的に進めていく必要があります。



(11) 管渠改善率

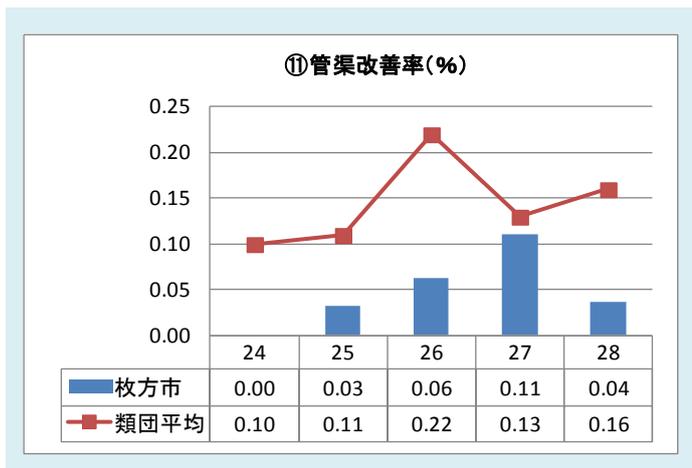
管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

【算出式】

$$\text{管渠改善率(\%)} = \frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

管渠改善率については、類似団体平均値を下回っています。

今後、急激な更新需要の増加に備え、新たに策定する「ストックマネジメント計画」に基づき、既設管渠の適切な維持管理や更新事業を計画的に進めていく必要があります。



～ 総括（現状分析で見えてきた課題） ～

1. 現状分析

現在の経営については、経常収支比率や経費回収率など経営に関する指標は概ね良好と考えています。

管渠老朽化率が類似団体比較で低いことから、減価償却の終了した資産が少なく、経常収支比率の分母となる経常費用に減価償却費も概ね適正に見込まれています。しかし、経常収支比率の分子となる経常収益には、一般会計からの基準外繰入金が含まれていることから、独立採算を原則とした企業経営の観点から問題があるところです。

また、流動比率が低く、企業債現在高対事業規模比率が類似団体比較で大幅に高いことから、使用料収入に比べ企業債残高や企業債元金償還金が多いことなどを原因とする資金不足が懸念されます。

そのほか、有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率が増加傾向であることや、管渠改善率が類似団体比較で低いことなどから、施設の老朽化が進んでおり、更新需要の増加が見込まれます。

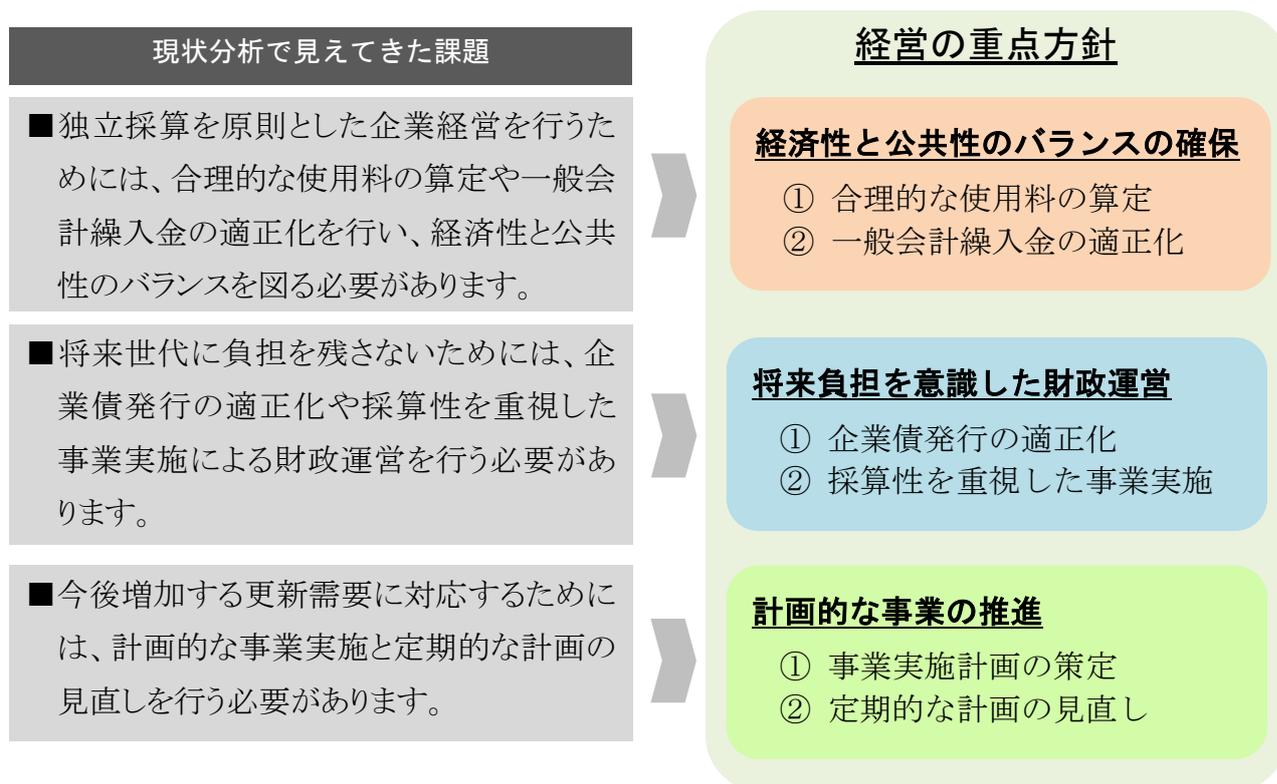
2. 課題

- 独立採算を原則とした企業経営を行うためには、合理的な使用料の算定や一般会計繰入金の適正化を行い、経済性と公共性のバランスを図る必要があります。
- 将来世代に負担を残さないためには、企業債発行の適正化や採算性を重視した事業実施による財政運営を行う必要があります。
- 今後増加する更新需要に対応するためには、計画的な事業実施と定期的な計画の見直しを行う必要があります。

第5章 経営の重点方針

現状における本市の課題から、上下水道ビジョンにおける経営方針を3本の柱に再編し、新たに本経営戦略の策定期間における経営面での重点方針を定めます。

今後は、この経営の重点方針に基づき、持続可能な安定経営に努め、さらなる経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ります。



1. 経済性と公共性のバランスの確保

(1) 合理的な使用料の算定

今後も持続的、安定的な下水道サービスを提供していくため、使用料については、原価を元に適切に算定するとともに、定期的な見直しを実施します。

(2) 一般会計繰入金の適正化

独立採算による企業経営を推進するため、税で負担すべき経費、使用料で賄うべき経費を明確にし、適正な負担区分により繰り入れを行います。

2. 将来負担を意識した財政運営

(1) 費用の平準化を考慮した企業債発行

将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては、費用の平準化を考慮した充当率で借入れを行います。

(2) 採算性を重視した事業実施

新規事業の実施を決定するにあたっては、使用料に影響があることを意識し、採算性を重視するとともに、補助金等の活用を前提とします。

3. 計画的な事業の推進

(1) 事業実施計画の策定

事業費の平準化を図るとともに、適切な維持管理や整備を推進するため、事業の実施計画を策定します。

(2) 定期的な計画の見直し

社会環境の変化に対応するため、経営戦略をはじめとする各種計画については、定期的な見直しを実施します。

第6章 投資・財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

(1) 収支計画のうち投資についての説明

◆汚水事業について

平成 30 年度に住居系地域の概成を迎えることから、今後は、持続可能な下水道サービスを提供し続けるため、計画的な施設の維持管理や更新事業に取り組んでいく必要があります。

また、平成 26 年度に策定した「下水道総合地震対策計画」の計画期間が平成 30 年度までとなっていることから、災害に強い下水道を目指して、新たに「下水道総合地震対策計画」を平成 30 年度に策定し、対象となる重要な幹線管渠のうち、緊急交通路や河川及び軌道の下に埋設されている管渠の耐震診断を行い、その結果に基づき、順次管渠の更生工事など耐震化事業に取り組んでいく必要があります。

計画期間中の建設改良費は、総額で約 169 億円と見込んでいます。

《下水道施設長寿命化計画（平成 28 年度～平成 32 年度）》
香里処理分区の改築・更新工事（平成 32 年度完了予定）

◆雨水事業について

現在、下水道事業計画に基づく排水能力向上に向けた雨水管渠やポンプ場整備事業を進めるとともに、近年の計画降雨を上回る集中豪雨対策として「下水道浸水被害軽減総合計画」に基づく雨水貯留施設の整備事業を実施していますが、今後も引き続き浸水被害軽減に向けた整備事業に取り組んでいく必要があります。

今後も、現行の「下水道事業経営計画」に定める雨水整備・浸水対策の基本方向などに基づき、事業を実施していきます。

計画期間中の建設改良費は、新安居川ポンプ場整備や楠葉排水区雨水貯留管整備などを含めて、総額で約 220 億円と見込んでいます。

《予定される主な事業》

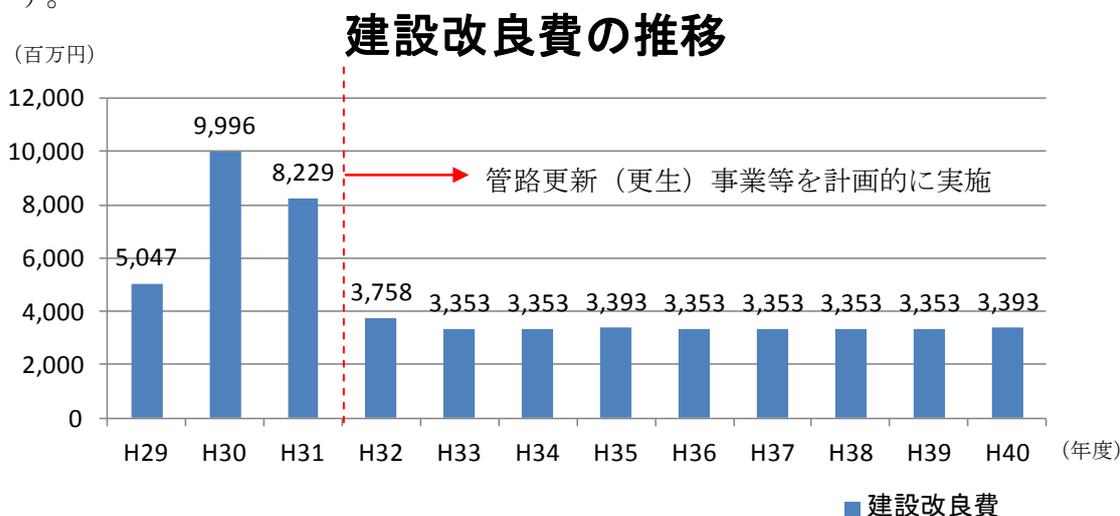
新安居川ポンプ場整備事業（平成 31 年度完了予定）

楠葉排水区下水道浸水被害軽減総合事業（平成 32 年度完了予定）

遠方監視設備の改築工事（平成 31 年度完了予定）

◆施設の更新事業について

今後は、予防保全型による計画的な施設の更新を進めるため、新たに平成 30 年度に策定予定の「下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査を実施し、その調査結果を踏まえて、計画的な更新事業を実施していきます。



◆採算性を重視した事業実施について

汚水事業における新規事業の実施については、これまで、事業の必要性などを考慮して、実施の判断を行ってまいりましたが、汚水事業にかかる経費については、税等で負担すべき経費を除き、下水道使用料で賄わなければならないことから、採算性の低い事業の実施は、市民の負担増加につながります。

今後は、事業の必要性だけでなく、それによって得られる将来の収入も考慮しながら、採算性を重視した事業実施の判断を行っていくこととします。

なお、予定していた財源に変更があった場合には、改めて事業実施の検討を行うものとしてします。

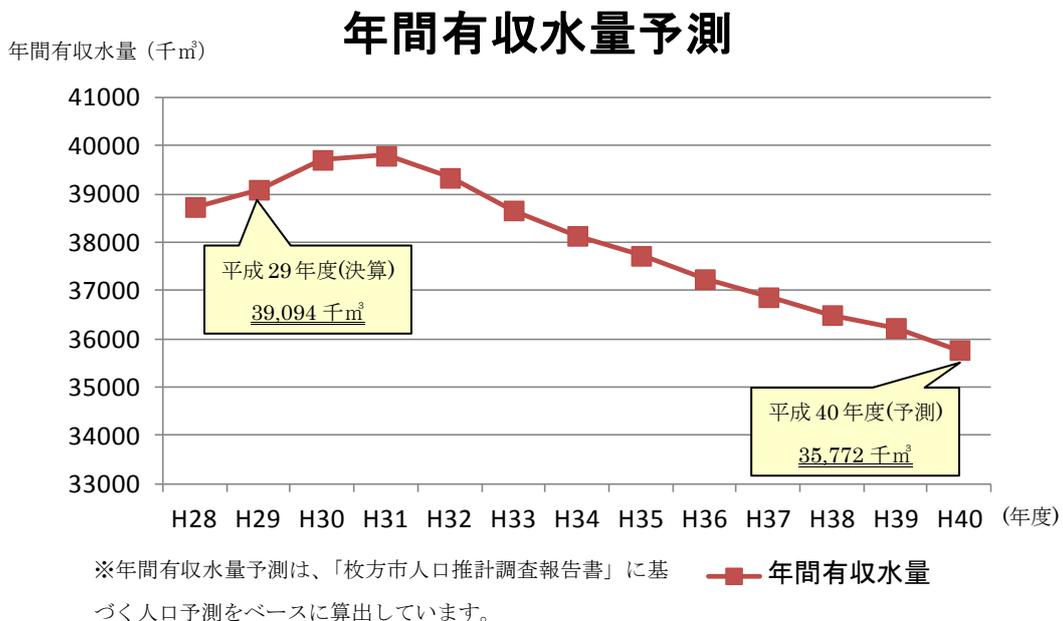
(2) 収支計画のうち財源についての説明

◆下水道使用料について

本市の行政区域内人口は、平成 21 年度末から平成 29 年度末にかけて、411,133 人から 402,608 人に減少しています。

下水道使用料についても、今後も引き続き、人口減少などによる年間有収水量の減少が予測されることから、平成 40 年度には約 55 億円（平成 29 年度決算額比：▲4 億円・▲7%）となる見通しです。

なお、本収支計画は、現行の料金体系による収支見通しとしています。



本計画期間における下水道使用料の増収に向けた取り組みとして、次の2点を積極的に取り組むこととし、収支計画に見込んでいます。

① 徴収率向上に向けた取り組み

平成30年4月1日施行の「枚方市債権管理及び回収に関する条例」を踏まえて、適正な債権管理と延滞金の算出を行い、納期限を経過した下水道使用料については、これまでの電話催告及び訪問徴収等に加えて、支払督促及び滞納処分に関する事前通知や不誠実者等に対する強制執行など徴収率向上に向けた取り組みを行うとともに、市民の利便性の向上につながる、収納方法の拡大についても検討します。

② 水洗化の促進

水洗化による下水道使用料は、公営企業における経営基盤強化に欠かすことのできない財源です。現在、水洗化促進については、これまで家屋所有者に対して、説明会などを通じて接続に対する理解を求めています。平成30年度から、3年を超えた未接続家屋の全所有者に対して、5ヵ年で計画的に戸別訪問を行い、指導、勧告や融資制度の説明を行うなど、その義務を十分理解していただき、早期の水洗化につなげていきます。

◆国府補助金について

建設改良事業の実施にあたって、補助対象となり得る事業については、国府補助金を優先的に活用します。

◆企業債について

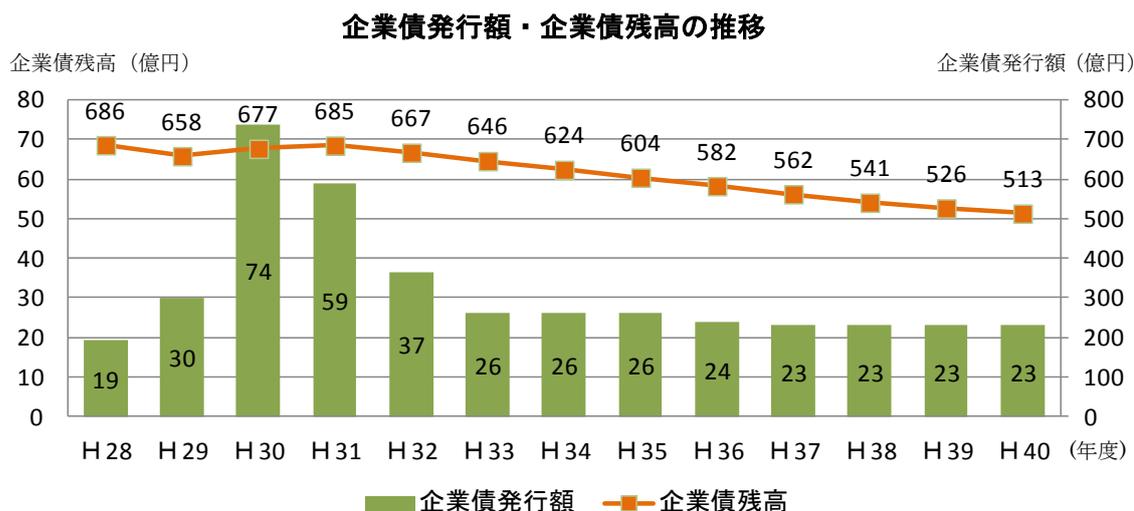
企業債は、長期にわたって償還していくことによる費用の平準化や、施設の建設費をその施設を利用する次世代にも公平に負担していただく観点から、建設改良事業費の国府補助金以外の主な財源として見込んでいます。

しかし、企業債の償還期間と減価償却年数が大きく乖離することは、元金償還額と減価償却費に差異を生じさせ、企業債の償還期間中に運転資金が不足する原因となっています。

このことから、将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては、一定の自己資金を投入し、減価償却年数を考慮した起債充当率

により借入れを行うこととし、収支計画に見込んでいます。

これにより、企業債利息や残高を縮減するとともに、資金面の平準化を図ることで、経営基盤の強化に努めます。このことから、平成 40 年度末の企業債残高は約 513 億円を見込んでおり、平成 29 年度の約 658 億円と比べ、約 145 億円の減少となる見通しです。



◆一般会計繰入金について

一般会計繰入金については、引き続き、これまでの基準外繰入金の縮減の取り組みを行っていき、平成 34 年度には、基準外繰入金の受け入れをゼロ（福祉減免分等の市の施策分を除く）とし、新たに「分流式下水道等に要する経費」分を基準内繰入金として計上します。

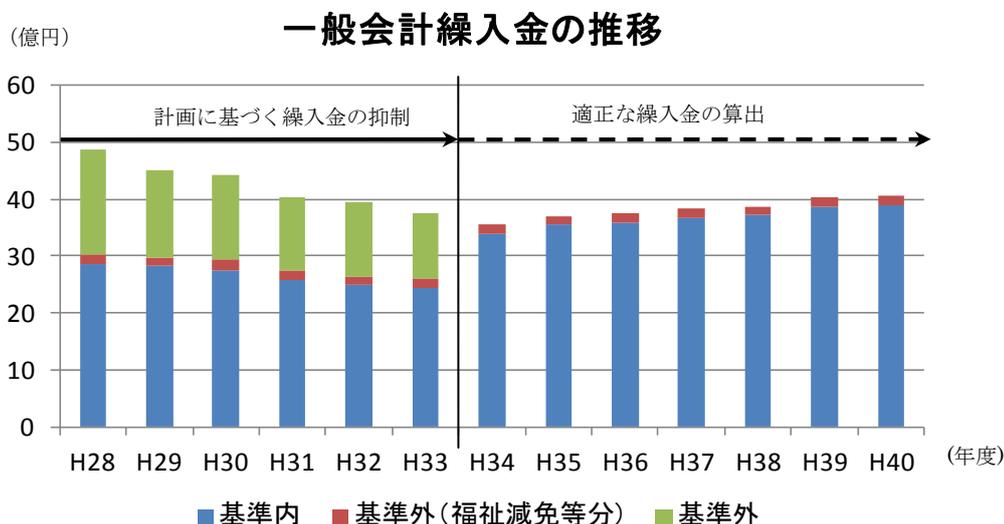
また、一般会計繰入金を決算額に基づく翌年度精算方式とするなど、税等で負担すべき経費（公費）と使用料収入で賄うべき経費（私費）の区分の明確化を図ります。

今後は、この考え方を基本とすることで、汚水処理経費を経営によって得られる収入で賄う独立採算を原則とした企業経営へ本格的に移行します。

なお、企業債の償還原資を確保するため、「雨水企業債償還金」に対して繰入れを受けてきましたが、平成 32 年度以降は、減価償却費に対して受け入れることで、繰入金総額の増加を抑制しています。

これらのことを踏まえた今後の繰入金総額の見通しは、基準外繰入金の縮減などの取り組みにより、平成 34 年度まで減少傾向となりますが、新たな

基準内繰入金を計上することから、平成 35 年度からは徐々に増加する見込みで、平成 40 年度では、総額で約 40 億円（平成 29 年度決算額比：▲5 億円）となる見通しです。



雨污水別では、汚水分で、基準外繰入金の減により減少する一方で、分流式下水道に要する経費分の増により徐々に増加しますが、平成 40 年度には約 16 億円（平成 29 年度決算額比：▲6 億円）となる見通しです。

一方、雨水分で、企業債償還金分の受け入れ廃止により平成 32 年度から徐々に減少するものの、減価償却費や利息の増により増加し、平成 40 年度には約 24 億円（平成 29 年度決算額比：1 億円）となる見通しです。

一般会計繰入金の推移

(単位:百万円)

年度	前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
基準内繰入金	2,826	2,850	2,584	2,484	2,450	3,397
基準外繰入金	1,685	1,570	1,451	1,456	1,315	162
合計	4,511	4,420	4,035	3,940	3,765	3,559

年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
基準内繰入金	3,552	3,587	3,679	3,717	3,878	3,893
基準外繰入金	156	156	156	156	156	156
合計	3,708	3,743	3,835	3,873	4,034	4,049

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆職員給与費について

本収支計画では、平成 30 年度の組織体制と同規模の人員配置をベースとしていますが、汚水事業における住居系地域の事業概成などに伴い業務量が減少することによる人員削減を見込んでいます。

◆経費(動力費・修繕費・材料費等)について

平成 29 年度決算額をベースに算出しています。

◆減価償却費について

平成 29 年度末時点の償却資産に今後の更新投資分を加えて算出しています。平成 40 年度には汚水事業で約 45 億円(平成 29 年度決算額比:4 億円)、雨水事業で約 28 億円(平成 29 年度決算額比:9 億円)、全体では約 73 億円(平成 29 年度決算額比:13 億円)となる見通しです。

◆他会計長期借入金について

現在、水道事業会計から借入れを行っている他会計長期借入金については、予定どおり、返済を行っており、平成 34 年度には完済する予定です。

種 類	借入総額	残高 (平成 29 年度末時点)	償還予定
大阪府貸付金繰上償還資金	328,800 千円	263,795 千円	平成 33 年度
運転資金	850,000 千円	610,000 千円	平成 34 年度
簡保資金繰上償還資金	331,600 千円	331,600 千円	平成 34 年度

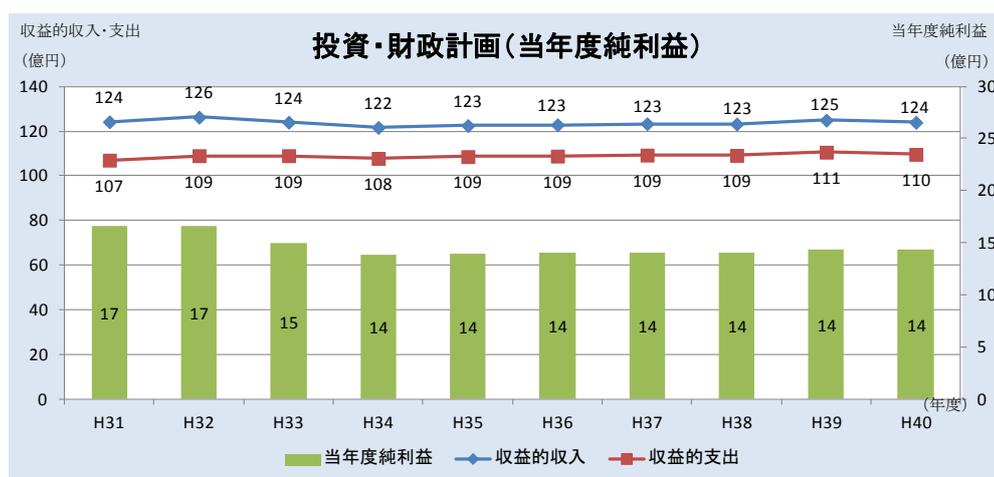
2. 投資・財政計画(収支計画)

収入においては、下水道使用料が期間を通じて減少傾向となります。また、他会計負担金や補助金等の一般会計繰入金は平成 34 年度まで減少傾向となりますが、平成 35 年度からは増加傾向となり、収入全体では概ね横ばいになると見込んでいます。

一方、支出においては、支払利息が期間を通じて大きく減少する反面、減価償却費が期間を通じて大きく増加傾向となることなどから、支出全体では期間を通じて徐々に増加していくものと見込んでいます。

これらのことから、当年度純利益は平成 31 年度から減少傾向となりますが、平成 35 年度からはほぼ横ばい状態で安定します。この結果、期間中の収支は、平成 40 年度対平成 29 年度比で、約 4 億円の減少となりますが、現金の支出を伴わない減価償却費が汚水事業で約 4 億円の増加となることや、資本的収支では企業債償還金が約 24 億円の減少となることなどから、経営状況は改善していく見通しです。

なお、減価償却費が増加していくことや、経営状況が改善していくことから、補填可能な財源が増加していますが、企業債の借入れの充当率を見直すことにより、それに見合う自己資金が必要となることや、次頁でも記述しているとおり、新たな事業実施計画や大阪府流域下水道維持管理負担金など、現時点では収支に見込むことのできないものの、支出の増加が想定される経費があることから、経営に与える影響を踏まえ、「経営戦略」の見直しの際に収支計画に反映していきます。



下水道事業会計 投資・財政計画(収支計画)

収益的収支の推移(税抜き)

		前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
収入	営業収益(A)	9,184	8,979	9,133	9,188	9,053	8,869
	うち使用料収入	5,893	5,937	6,098	6,023	5,915	5,835
	うち他会計負担金	1,314	1,235	1,897	2,103	2,088	3,023
	うち他会計補助金	1,964	1,788	1,126	1,095	1,060	0
	営業外収益(B)	3,125	3,225	3,213	3,365	3,272	3,224
	うち他会計負担金	0	0	5	5	5	5
	うち他会計補助金	252	329	325	361	255	162
	うち負担金	61	60	61	61	61	61
	うち長期前受金戻入	2,783	2,820	2,797	2,869	2,904	2,971
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	12,309	12,204	12,346	12,553	12,325	12,093
支出	営業費用(C)	8,978	8,949	9,404	9,670	9,733	9,799
	うち職員給与費	751	704	579	645	594	568
	うち維持管理費	584	719	590	589	589	589
	うち流域下水道維持管理負担金	1,683	1,472	1,703	1,701	1,699	1,699
	うち減価償却費	5,961	6,054	6,533	6,735	6,851	6,942
	営業外費用(支払利息等) (D)	1,628	1,443	1,345	1,288	1,164	976
支出計 (イ) [(C)+(D)]	10,606	10,392	10,749	10,958	10,897	10,775	
経常損益 (ウ)	1,703	1,812	1,597	1,595	1,428	1,318	
特別損益 (エ)	85	26	67	67	67	67	
当年度純利益 (ウ)+(エ)	1,788	1,838	1,664	1,662	1,495	1,385	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額		-	-	-	-	-	-

資本的収支の推移(税込み)

		前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
収入	企業債	2,998	7,384	5,874	3,656	2,626	2,630
	他会計負担金(出資金含む)	981	1,068	682	376	357	369
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	国府補助金	1,523	1,844	1,730	514	500	500
	その他(工事負担金等)	86	195	18	18	7	2
	収入計 (ア)	5,588	10,491	8,304	4,564	3,490	3,501
支出	建設改良費	5,047	9,996	8,229	3,758	3,353	3,353
	企業債等償還金	5,911	5,817	5,349	5,731	5,017	5,043
	その他	82	218	308	308	308	308
支出計 (イ)	11,040	16,031	13,886	9,797	8,678	8,704	
収支不足額 (イ)-(ア)	5,452	5,540	5,582	5,233	5,188	5,203	
上記不足額に補填可能な財源	7,539	7,977	8,878	9,157	9,554	9,915	
補填財源不足額	-	-	-	-	-	-	

※補填可能な財源は、建設改良積立金や内部留保資金など。補填財源不足額が「-」は不足していない状態。

(単位:百万円)

		35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
収入	営業収益(A)	8,832	8,833	8,891	8,893	8,947	8,918
	うち使用料収入	5,771	5,697	5,641	5,584	5,542	5,472
	うち他会計負担金	3,138	3,213	3,305	3,343	3,504	3,479
	うち他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	営業外収益(B)	3,346	3,378	3,371	3,355	3,473	3,404
	うち他会計負担金	5	5	5	5	5	5
	うち他会計補助金	156	156	156	156	156	156
	うち負担金	61	61	61	61	61	61
	うち長期前受金戻入	3,009	3,042	3,057	3,063	3,114	3,112
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	12,178	12,211	12,262	12,248	12,420	12,322
支出	営業費用(C)	9,973	10,069	10,104	10,145	10,336	10,274
	うち職員給与費	655	663	628	602	687	582
	うち維持管理費	589	589	589	589	589	589
	うち流域下水道維持管理負担金	1,698	1,698	1,698	1,698	1,697	1,697
	うち減価償却費	7,031	7,119	7,189	7,256	7,363	7,407
	営業外費用(支払利息等) (D)	882	808	818	764	716	681
支出計 (イ) [(C)+(D)]	10,855	10,877	10,922	10,909	11,052	10,955	
経常損益 (ウ)	1,323	1,334	1,340	1,339	1,368	1,367	
特別損益 (エ)	67	67	67	67	67	67	
当年度純利益 (ウ)+(エ)	1,390	1,401	1,407	1,406	1,435	1,434	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額		-	-	-	-	-	-

(単位:百万円)

		35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
収入	企業債	2,632	2,384	2,294	2,294	2,294	2,294
	他会計負担金(出資金含む)	409	369	369	369	369	409
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	国府補助金	500	500	650	650	650	650
	その他(工事負担金等)	1	1	1	1	1	1
	収入計 (ア)	3,542	3,254	3,314	3,314	3,314	3,354
支出	建設改良費	3,393	3,353	3,353	3,353	3,353	3,393
	企業債等償還金	4,625	4,502	4,344	4,431	3,736	3,613
	その他	308	308	308	308	308	308
支出計 (イ)	8,326	8,163	8,005	8,092	7,397	7,314	
収支不足額 (イ)-(ア)	4,784	4,909	4,691	4,778	4,083	3,960	
上記不足額に補填可能な財源	10,435	11,429	12,348	13,542	14,750	16,677	
補填財源不足額	-	-	-	-	-	-	

3. 収支計画に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組み

(1) 事業実施計画の策定

今後の事業実施については、平成 33 年度までは現行の経営計画における事業計画に基づき実施していくこととしていますが、平成 31 年度以降には、事業費の平準化や計画的な事業実施を目的として、計画期間を平成 40 年度までとする新たな事業実施計画を策定します。

(2) 大阪府流域下水道維持管理負担金の協議

本市の汚水処理は、大阪府の流域下水道（淀川左岸・寝屋川北部）で行っており、その構成市として施設の維持管理経費などを負担しています。

大阪府流域下水道については、平成 30 年度から地方公営企業法の一部適用による企業会計方式へ移行し、合わせて経営戦略を策定しています。その中で収入支出の見直しの一つとして、構成市からの負担金を見直すこととし、検討を大阪府において、行っているところです。

そのため、今後、同負担金については大幅な増加が見込まれるため、実施内容等について、大阪府と協議を進めていきます。

(3) 基準外繰入金の削減

一般会計からの基準外繰入金については、これまでの削減の取り組みを引き続き継続することに加え、収支状況を踏まえた上で、さらなる削減に向けた検討を行います。

(4) 事務事業等の見直し

その他の経費については、局内において事務事業の見直しを順次行っており、今後も引き続き、経費の抑制に取り組んでいきます。

なお、経営戦略の 5 年ごとの定期的な見直しの際には、具体化した取り組み内容を、本収支計画に反映していきます。

(5) 人員体制の整備

本収支計画では、今後の体制の見通しとして、平成 30 年度の組織体制と同規模の人員配置をベースに、汚水事業における住居系地域の事業概成などに伴う業務量の減少に合わせて、人員削減を見込んでいますが、今後、新たに策定する事業実施計画の事業量を踏まえ、下水道サービスの低下を招くことのないよう、執行体制を確保しつつ、より効率的・効果的な組織運営に努

めるとともに、新行政改革実施プランに掲げるポンプ場の運転管理における技能労務職員などの職員の適正配置を進めていきます。

(6) 民間活力の活用

経営健全化の取り組みとして、これまでも民間事業者のノウハウを活かし、より効果的、効率的な事業運営をめざし、民間委託の推進に取り組んできました。今後も、行政の役割と責任を踏まえ、民間活力の活用を図っていきます。

(7) 下水道使用料の見直し

平成 32 年度に、現行の水道料金制度の見直しを行う予定としており、下水道使用料制度についても、水道料金制度と関係する基本水量の廃止などを、合わせて見直す予定としています。

加えて、平成 35 年の「経営戦略」の定期的な見直し以降は、見直し後の「収支計画」を基に、次の 5 年間で必要となる総括原価を算定し、現行の下水道使用料との比較検証などを行います。

その上で、適正な使用料水準を見極め、使用料改定の可否を定期的（5 年ごと）に判断していきます。

第7章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

経営戦略の事後検証については、その実施状況を、毎年度の決算に基づいて評価・検証を行いながら、進捗管理を実施します。

また、人口減少や節水機器の普及などの社会環境の変化により、経営戦略策定時の状況と実態が大きく乖離することも想定されます。

これらに対応するため、経営戦略については、これまでの計画のように計画期間終了時に改定するのではなく、5年ごとに定期的な見直しを行うこととします。また、料金改定や上下水道ビジョンを始めとする本計画に大きく影響がある新たな整備計画の策定や改定があった場合には、定期的な見直しとは別に、臨時的な見直しを行うものとします。

その他、これからは、経営戦略の定期的な見直しの翌年度に、使用料対象経費を算定し、市民の皆さまにお示しした上で、料金改定の必要性を定期的に判断するサイクルを構築し、これらの取り組みを継続していきます。

用語解説

あ

○一般会計繰入金

一般会計から、水道や下水道事業など他会計に繰り出される金額のこと。

国が定める繰出基準に基づく「基準内繰入金」は他会計負担金、地方公共団体が独自に定める「基準外繰入金」は他会計補助金で整理される。

○汚水処理経費

下水道の管理に要する経費のうち、汚水にかかる維持管理費や資本費の合計。

資本費は、汚水施設にかかる減価償却費や企業債利息。

か

○経営戦略

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、投資試算（施設・設備投資の見通し）等の支出と財源試算（財源の見通し）を均衡させた「投資・財政計画」（収支計画）を中心として、効率化・経営健全化のための取り組み方針などを示すもの。

○公共下水道

下水道法第2条第3項に規定されており、主に市街地における下水を排除、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは、流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

○公費負担

公営企業は独立採算が基本となっており、経営に要する経費については、料金をもって賄うこととされていますが、下水道事業では雨水にかかるものなど、サービスの益が広く公共の用に供される場合、その負担は税ですべきものとされている。

○公営企業会計

地方公営企業法の全部または一部が当然に適用される事業及び条例によって、その全部または一部を適用している事業の会計をいい、民間企業と同様に、発生主義に基づき複式簿記等により経理されるもの。

○計画降雨

計画上の降雨量のこと。降雨量は確率計算により求める方法が一般的である。

○国庫補助金

国として、地方公共団体が実施する特定の事業を奨励するために交付するもの。

下水道事業における国庫補助の対象範囲は限定されており、補助対象となる施設については、下水道法施行令及びこれに基づく国土交通省告示に想定されている。

○緊急交通路

大規模な災害が発生した際に、消防・救急・警察などの緊急車両の通行を円滑にするため、一般車両の通行を禁止・制限される道路

○企業債

公営企業が行う建設改良事業などの財源として、国や金融機関等から借り入れる資金のこと。なお、その償還費は当該施設を用いて得られる料金により回収することとされている。

○減価償却

企業が所有する機械、建物など固定資産の価値は、その耐用年数に応じて減少していくが、その減少する価値分を費用として計上する会計処理のこと。

さ

○資本的収支

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出を計上する。

資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

資本的収入が資本的支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補てん財源で補てんするものとされている。

○収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

なお、発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのように現金支出を伴わない費用も含まれる。

○10年確率の降雨

10年に一度の確率で降る大雨。本市の10年確率の雨量は、54.4mm/時。

○ストックマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することである。

○整備人口普及率

行政区域内人口に対する整備区域内人口の割合

下水道事業の進捗を表す指標で、行政区域内人口に対する下水道整備済区域の人口の割合を示す。

なお、行政区域内人口に対して処理区域内の人口の割合を示すものとして、処理人口普及率がある。

○全部適用

地方公営企業法は全ての公営企業に一律に適用されるわけではなく、地方公営企業法の規定に基づき、法の全部の規定が当然に適用される事業（当然適用事業）と条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができる（任意適用事業）がある。

法適用企業の中にも、総則・雑則及び組織・財務・職員に関する条項の全部を適用する方法（全部適用）と総則・雑則及び財務のみを適用する方法（一部適用）がある。

なお、地方公営企業が弾力的かつ機動的に経営を行っていくことを念頭に置いた場合、財務規定の適用にとどまらず、全部適用が望ましいと考えられる。

○総括原価方式

料金算定期間における料金対象経費で、事業が効率的に行われた場合に要する総費用に、適正な事業報酬を加えた総括原価が、総収入と見合うように料金を設定するという公共料金の典型的な料金設定方法のこと。

○充当率

建設改良事業の財源として、国庫補助金などの特定財源を除いた地方負担額に対して、企業債を充当する際の割合のこと。

毎年、総務省が策定する起債許可方針によって各種事業における地方（企業）債ごとに示される。

○資産維持費

将来にわたり必要な規模で事業を維持できるよう、施設の建設、改良、再構築等に充当する費用のこと。

○使用料対象経費

汚水処理にかかる経費のうち、下水道使用料の算出基礎となる経費のこと。

○水洗化（人口）

下水道処理区域内で水洗便所等を設置している状態（人口）のこと。

た

○独立採算の原則

公共下水道事業は、地方公営企業法に規定される公営企業とされており、その事業に伴う収入をもってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用される。そのため、水道や下水道事業などの公営企業の経営は、一般会計との間の適正な経費負担区分を前提として、独立採算制の下に行われなければならない。

○地方財政法第 6 条

地方財政法第 6 条は、「公益企業の経営」について規定している。

公営企業で政令に定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第 5 条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。

但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

は

○分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道のこと。汚水だけが処理施設へ流入し、雨水はそのまま河川等に放流する。

○排水区（処理区）

排水区域は、公共下水道により下水を排除することができる地域で、一方、処理区域は、下水を終末処理場により処理することができる地域としている。これらの地域は、いずれも、下水道法上の「供用開始の公示」に基づき定められている。

本市の市域においては、排水区と処理区を定めており、雨水の排除に関しては排水区、汚水の排除に関しては処理区としている。

発行年月 平成 31（2019）年 3 月

発行 枚方市上下水道局

〒573-1030 大阪府枚方市中宮北町 20-3

Tel 072-848-4199（代表）

FAX 072-848-6508

編集 上下水道経営部 上下水道経営室

枚方市上下水道局